

## 石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：令和7年7月8日（火）13時30分～14時30分
2. 場 所：石川県庁 行政庁舎11階 1109会議室
3. 出席者：委員24名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

(1) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

(委員) 原子力事業所災害対策支援拠点はどのようなもので変更となった理由は何か。

(電力) 災害時に物資の集約及び発送する設備や発電所に行く者の入域管理をする設備が設けられている。令和6年能登半島地震を踏まえ、より広範囲に分散配置することとした。

(委員) 被災者支援活動に関する記載の明確化は、記載されていなかったものを追記したということか。避難計画と関連したものであるか。

(電力) これまでも活動は行っていたが、事業者業務計画に明文化したものである。避難計画と関連付けたものではなく、関係機関と連携し避難退域時の検査を行うということ。

(委員) 連絡事象に該当する地震が発生した際に、志賀原子力発電所に設置された震度計及び加速度計の測定結果を公表することが、住民の安心安全につながると思うがどうか。

(電力) 発電所における結果は、石川県及び志賀町に連絡するとともに、ホームページ等で公表している。

(2) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(令和6年度第4報)」、「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和6年度第3報)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(委員) 電力の陸上試料中のセシウム-137の測定結果がやや低いこと及び県調査と電力調査で減衰曲線に差があるのは、何故か。

(電力) 誤差の範囲と考えている。

(委員) 温排水影響調査において、今般の異常気象の影響は出ているのか。生物的な傾向にも変化は見られないのか。

(事務局) 志賀地域における特定の時期の調査結果であり、生物的な傾向も含め、異常気象の影響を把握することはできない。

(3) 「原子力発電所に対する規制検査結果」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。

(委員) 原子力規制検査の件数が決定されたとあるが、検査をする施設、活動及び情報等に自由にアクセスでき(フリーアクセス)、年間件数は決まっていないのではないか。

(規制事務所) 原子力規制委員会において、基本となる年間検査計画の件数が決められているが、検査件数を制限するものではない。

(4) 石川県原子力環境安全管理協議会規程を、県庁内の組織改編に伴い改定したことについて事務局から報告があった。

(5) 令和7年3月21日に開催された協議会の議事概要をホームページ公開していることについて事務局から報告があった。